

瀬戸内海国立公園

(西播地域)

指 定 書

及び

公園計画書

平成 6 年 11 月 7 日

環 境 庁

瀬戸内海国立公園

（西播地域）

指 定 書

（公園区域の変更）

目 次

1 変更理由	5
(1) 変更に係る共通的基本方針	5
(2) 西播地域に係る変更理由	6
2 地域の概要	6
(1) 景観の特性	6
ア 地形・地質	6
イ 植生	6
ウ 自然現象	7
(2) 利用の現況	7
(3) 社会経済的背景	7
ア 土地所有別	7
イ 人口及び産業	7
ウ 権利制限関係	8
3 公園区域	12
(1) 公園区域の変更	12
(2) 変更後の公園区域	16

ウ 自然現象

新舞子浜は大潮の干潮時には沖合い500mぐらいまで干潟となり、春は潮干狩、夏は海水浴場として利用されている。

(2) 利用の現況

本地域の利用形態は瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩等で、通年利用がなされている。

なお、沿岸部の年間利用者数は約245万人、家島諸島は約8万人である。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 41 ha 公有地 1,300 ha 私有地 528 ha 合計 1,869 ha

イ 人口及び産業

本地域は古代から人々の活動のあった地域である。姫路及び京阪神に近いことから、本地域に近接して工業団地が形成されている。

公園区域内の沿岸部や家島諸島では漁業が行われており、家島諸島では採石が古くから地場産業として行われている。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

① 国有林

種 類	位 置	重複面積	指 定 年 月 日
魚つき	兵庫県相生市地内	2 ha	明治36年12月28日

② 民有林

種 類	位 置	重複面積	指 定 年 月 日
魚つき	兵庫県相生市地内	6 6 ha	明治36年12月28日
保健	兵庫県相生市地内	6 6 ha	昭和56年12月22日
土砂崩壊防備	兵庫県赤穂市地内	0.27ha	昭和59年 6月19日
土砂流出防備	兵庫県赤穂市地内	9 ha	昭和41年12月28日
防風林	兵庫県赤穂市地内	1 0 ha	明治30年12月31日
魚つき	兵庫県赤穂市地内	3 2 ha	明治38年 6月22日 明治38年 6月23日
魚つき	兵庫県飾磨郡家島町地内	4 0 ha	明治37年 3月22日
保健	兵庫県揖保郡御津町地内	4 7 ha	昭和56年12月22日

種 類	位 置	重複面積	指 定 年 月 日
魚つき	兵庫県揖保郡御津町地内	1 0 5 ha	明治36年12月28日 明治37年 8月27日 明治38年 6月23日 明治41年10月12日 大正 8年11月14日
風害・潮害防備	兵庫県揖保郡御津町地内	0.14ha	明治41年10月12日

(イ) 鳥獣保護区(県設)

名 称	位 置	重複面積	指 定 年 月 日
相生・御津	兵庫県相生市地内及び揖保郡御津町地内	7 7 ha	昭和61年10月12日
赤穂市坂越	兵庫県赤穂市地内	9 0 ha (内特保 8 ha)	昭和63年10月28日
御崎	兵庫県赤穂市地内	2 5 3 ha	昭和59年10月30日
家島	兵庫県飾磨郡家島町地内	7 0 5 ha	昭和60年10月29日
御津	兵庫県揖保郡御津町地内	1 1 3 ha	昭和60年10月29日

(ウ) 史跡名勝天然記念物

名 称	位 置	指 定 年 月 日
生島樹林（国指定）	兵庫県赤穂市地内	大正13年12月 9日
加茂神社のソテツ（県指定）	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和39年 3月 9日
奥塚古墳（県指定）	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和40年 3月16日

(エ) 風致地区

名 称	位 置	重複面積	指 定 年 月 日
御崎	兵庫県赤穂市地内	2 5 2 ha	昭和15年 4月30日

(オ) 都市計画（市街化調整区域）

位 置	重複面積	指 定 年 月 日
兵庫県相生市地内	6 8 ha	平成 5年 5月10日
兵庫県赤穂市地内	3 0 4 ha	平成 5年 5月10日
兵庫県揖保郡御津町地内	6 1 1 ha	平成 5年 5月10日

(カ) 海岸保全区域

名 称	位 置	指 定 年 月 日
赤穂港御崎・中広・加里屋 ・塩屋・折岩・網崎地区	兵庫県赤穂市地内	昭和44年 9月19日
坂越港大泊・坂越地区	兵庫県赤穂市地内	昭和46年10月 5日
坂越漁港	兵庫県赤穂市地内	昭和34年12月24日
西島地区	兵庫県飾磨郡家島町地内	昭和55年10月21日
家島漁港	兵庫県飾磨郡家島町地内	昭和32年10月10日
坊勢漁港奈座・西の浦地区	兵庫県飾磨郡家島町地内	昭和38年12月17日
坊勢漁港枯木浦地区	兵庫県飾磨郡家島町地内	昭和61年 9月 2日
室津港室津地区	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和58年 8月26日
姫路港成山・新田地区	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和62年10月20日
室津漁港室津・大浦地区	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和38年 8月11日
岩見漁港	兵庫県揖保郡御津町地内	昭和34年12月24日

3 公園区域

(1) 公園区域の変更

瀬戸内海国立公園（西播地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表1：公園区域変更表）

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部 （これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。）
2	拡張	兵庫県赤穂市 大字尾崎及び大字坂越の各一部
3	拡張	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部 （これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。）
4	削除	兵庫県相生市大字相生地先 海面及び旧海面の一部（相生湾）
5	削除	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部
6	削除	兵庫県赤穂市 大字御崎の一部
7	削除	兵庫県飾磨郡家島町 大字宮の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
鍋島の良い風致の保全を図るため。	2 (私 2)
第3種特別地域に隣接した地域で、特別地域と一体として保護していくべき地域であると認められるので、公園区域に編入して風景の保全を図るため。	73 (公 4) (私 69)
島嶼景観の展望地点であり、公園区域に編入して風致の保全を図り、利用を推進するため。	1 (公 1)
工業地化が進行した地域であり、国立公園としての資質が失われているため。	$\begin{pmatrix} \Delta 368 \\ 368 \end{pmatrix}$
昔から工場用地として工業地化が進んでおり、既に国立公園としての資質が失われているため。	$\Delta 3$ (私 3)
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているため、又区域の明確化を図るため。	$\Delta 2$ (私 2)
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているとともに、利用計画の削除に伴い利用拠点としての風致維持の必要性も失われているため。	$\Delta 34$ (公 1) (私 33)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
8	削除	兵庫県揖保郡御津町 大字黒崎の一部
9	削除	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部
10	削除	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部
11	削除	兵庫県揖保郡御津町大字室津地先 旧海面の一部（室津漁港）

変 更 理 由	面 積 (ha)
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているため。	△ 1 1 (私 1 1)
市街地が進み、国立公園としての資質が失われているため。	△ 1 (私 1)
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているとともに、利用計画の削除に伴い利用拠点としての風致維持の必要性も失われているため。	△ 1 (私 1)
市街地に隣接した地域で、既に埋め立てられており、国立公園としての資質を失っているため。	(△ 1 1)
変更部分面積	2 4
変更前公園面積	1 , 8 4 5
変更後公園面積	1 , 8 6 9 国 4 1 公 1 , 3 0 0 私 5 2 8

(2) 変更後の公園区域

瀬戸内海国立公園（西播地域）の公園区域は次のとおりである。

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	相生市内 国有林山崎営林署592林班の全部 並びにこれらの地域の地先海岸及び地 先岩礁の全部	
	相生市 大字相生の一部	68
	赤穂市 大字尾崎、大字加里屋、大字坂越、大 字中広及び大字御崎の各一部	304
	飾磨郡家島町 大字坊勢、大字真浦及び大字宮の各一 部	885
	揖保郡御津町内 国有林山崎営林署589林班の一部 揖保郡御津町 大字岩見、大字黒崎及び大字室津の各 一部	612
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については 地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		

都道府県名	区 域	面 積(ha)
	海域 兵庫県揖保郡御津町地内中川河口右岸最南端と相生市地内鰯浜国立公園（陸域）境界の間の海岸線、同鰯浜国立公園（陸域）境界と相生市地内突崎国立公園（陸域）境界を結ぶ線、同突崎国立公園（陸域）境界と岡山県和気郡日生町地内真尾鼻の間の海岸線、兵庫県と岡山県の県境、兵庫県と香川県の県境、香川県大川郡志度町地内馬ヶ鼻と兵庫県飾磨郡家島町地内上島最南端を結ぶ線、同最南端と同最北端の間の海岸線及び同最北端と揖保郡御津町地内中川河口右岸最南端を結ぶ線によって囲まれた海面	
	合 計	1, 8 6 9

瀬戸内海国立公園

（西播地域）

公園計画書

（公園計画の変更）

目 次

1 基本方針	2 3
(1) 再検討に係る共通的基本方針	2 3
(2) 西播地域の再検討に係る基本方針	2 5
(3) 再検討後の保護計画	2 6
(4) 再検討後の利用計画	2 7
2 保護計画	2 8
(1) 保護規制計画	2 8
ア 特別地域	2 8
(ア) 特別保護地区	3 0
(イ) 第1種特別地域	3 2
(ウ) 第2種特別地域	3 8
(エ) 第3種特別地域	4 2
イ 普通地域	4 4
ウ 地域地区別土地所有別及び市町村別面積	4 6
3 利用計画	5 0
(1) 利用施設計画	5 0
ア 集団施設地区	5 0
イ 単独施設	5 6
ウ 道路	6 0
(ア) 道路	6 0
4 参考事項	6 3
(1) 指定植物	6 5
(2) 過去の経緯	6 9
(3) 公園区域及び公園計画の変更	7 2
ア 公園区域及び保護規制計画	7 2
イ 利用施設計画	7 8

1 基本方針

(1) 再検討に係る共通的基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

公園計画については、当初指定区域に対して昭和13年に保護計画が決定され、これに基づき特別地域の指定が行われたが（地種区分未定）、昭和32年には既決定分も含めて改めて計画決定がなされ、特別地域の地種区分や特別保護地区の指定等が行われた。その後の区域及び保護計画の変更は、ごく部分的なものに留まっている。

利用計画は、昭和11年及び昭和15年の車道及び埠頭棧橋の計画決定を皮切りに、以後逐次計画の追加、変更が行われ今日に至っている。

この間、本公園をとりまく社会条件は著しく変化し、区域内の景観の質や公園利用形態に大きな影響を及ぼした。

このため、本公園の全域にわたり公園計画の再検討を行うこととし、作業は次の基本方針の下に、原則として各県ごとに実施しているところである。

ア 保護計画

保護計画については、自然景観の質の再評価を行うとともに利用上の必要性をも勘案して計画を策定することとするが、本公園の特性に鑑み、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。

各地域地区及び特別地域の地種区分の選定は次によるものとする。

(7) 特別保護地区としては、本公園区域において希少となった照葉樹林がまとまって残存し、原生状態をよく保持している地区で、今後も厳正な保護を図っていく必要のある地区を選定するものとする。

(4) 第1種特別地域としては、島嶼、岩礁、海浜等の内海景観を構成している地域及び貴重な植生又は特異な地形・地質の有する地域等で自然状態をよく保持し、現在の景観を極力保護することが必要な地域を選定するものとする。

(9) 第2種特別地域としては、内海景観を構成している地域、主要な展望対象等で比較的自然状態をよく保持している地域、あるいは自然環境の優れた良好な展望地とその周辺地域及び海浜レクリエーション等の適正な公園

利用を図る必要のある地域を選定するものとする。

(イ) 第3種特別地域としては、上記(7)～(ウ)及び(ハ)以外の地域で本公園の風致景観を総体として維持していくために保護する必要がある地域とし、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。

(ハ) 陸域の普通地域は、原則として地域住民の生活の場である既存の集落地等とする。

イ 利用計画

本公園における利用形態としては、内海景観の展望や自然及び人文景観の探勝等の観光並びに夏季を中心とした海水浴、磯遊び等の海浜レクリエーションがふさわしいものと考えられる。

したがって利用計画の策定に当たっては、各地域の特性を十分把握し、それぞれの利用上の性格づけを明確にするとともに、次の点に留意しつつ各地域ごとの適切な利用が図られるよう検討するものとする。

(7) 既存の集団施設地区計画については、周辺の自然環境、立地条件及び利用の実態等を踏まえて、その必要性を検討し、整理を行う。

また、利用計画上集団施設地区の設定が必要で、かつその要件を満たしうる地域については、集団施設地区としてとりあげるものとする。

(4) 単独施設の計画については、展望、休憩のための園地及び海水浴場に重点を置くものとする。

なお、舟遊施設については、集団施設地区内に計画する場合を含めて施設が乱立することのないよう最小限かつ適切な配置を検討するものとする。

(ウ) 道路のうち車道については、風致維持及び徒歩利用の観点から現行計画の再検討を行うものとする。

なお、歩道については、積極的にとりあげるものとし、特に自然探勝を目的とするものに重点を置くものとする。

ウ 具体的事項

本公園に広く存在し、景観や公園利用に影響を及ぼすことの大きい採石地や埋立地の取扱については次によるものとする。

(7) 採石地について

原則として現行地種区分を踏襲するが、以下のいずれかの場合は地種区分の変更を行うものとする。

- a 景観の質的側面から明らかに現行地種区分になじまない場合。
- b 現行の地種区分による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地区、又は別途取扱方針を定めている地区で、その内容からみて区域削除又は地種区分を変更することが適当な場合。
- c 区域の明確化のためにやむを得ない場合。

(イ) 埋立地について

- a 自然公園法第14条に基づき承認又は認可を受けて行われ、国立公園事業用地となっている埋立地の場合は、隣接する地域の地種区分と同種のものとする。
- b 自然公園法第17条又は第20条に基づく許可又は届出が行われている場合、原則として陸域普通地域として取扱うが、その現況が以下の(a)～(c)までの一つに該当する地域は区域から削除するものとする。
 - (a)市街化区域に指定されている住宅等建物が密集している地域。
 - (b)第2次産業又は第3次産業に利用されている地域。
 - (c)漁港、港湾施設、各種廃棄物処理施設又は資材置場として利用されている地域。

(ロ) 集落地について

原則として現行計画を踏襲するものとするが、以下のいずれかの場合は区域の削除又は地種区分の変更を行うものとする。

- a 市街化や集落化が著しい場合。
- b 現行の地種区分による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地区、又は別途取扱方針を定めている地区で、その内容から見て区域削除又は地種区分を変更することが適当な場合。
- c 区域の明確化のためにやむを得ない場合。

(ハ) 本四連絡橋周辺地域における利用計画の取扱について

- a 工事が完了した地区においては、必要に応じ当該地区の利用形態の現況に適合させるか、又は適切な利用形態に誘導するものとする。
- b 工事中の地区においては、原則として利用計画を追加しないものとする。

(2) 西播地域の再検討に係る基本方針

西播地域は、昭和25年及び昭和31年の区域拡張により区域編入されたもので、その後昭和32年に保護計画及び利用計画が決定された。その後昭和3

5年に赤穂御崎集団施設地区が決定され、昭和39年及び40年に単独施設が追加されて現在に至っている。

西播地域は大都市圏に近接していることから、漁村集落の都市化や、海岸部におけるリゾート施設等の開発が進んでいる。又、一方では社会情勢の変化により、自然の価値の相対的な高まりとともに、自然と親しむ要求の高まりも増大している。このような変化に対応するため、公園計画の再検討を行い、自然環境の適切な保護と利用を推進して行こうとするものである。

なお、再検討に当たっては瀬戸内海国立公園の再検討に係る共通的基本方針を踏まえるとともに、本地域の自然的社会的特性を考慮して次の方針により行った。

ア 保護計画

- (7) 西播海岸及び赤穂海岸の山側は、良好な自然が残されていること、海岸の展望地点より眺望の対象となること等の理由から区域編入も含め、保護計画を強化する。
- (4) 西播海岸沿いの付属小島及び家島諸島については区域編入も含め、保護計画を強化する。
- (7) 家島町の西島については採石が行われているが、依然として多島海景観の重要な構成要素であることから、引き続き適正に保護する。
- (E) 市街化が著しい場所については公園区域から削除する。

イ 利用計画

- (7) 西播海岸及び赤穂海岸沿いの地域においては、海洋レクリエーションの利用を推進する。
- (4) 主要な展望地点には、瀬戸内海の展望を主体とした利用を図る。
- (7) 主要な利用拠点には園地、宿舍、野営場等利用者が自然に親しむための拠点となる施設の充実を図る。

(3) 再検討後の保護計画

ア 特別保護地区

赤穂市生島については、従来通り特別保護地区として厳正に保護する。

イ 第1種特別地域

多島海景観を構成する西播海岸の小島群及び家島諸島は従来通り第1種特

別地域とするとともに、家島諸島内院下島、高島については第2種特別地域から第1種特別地域とする。

ウ 第2種特別地域

西播海岸及び家島本島の市街化が進行している場所については、公園区域の削除を行うが、大部分は従来通り第2種特別地域として、又、家島諸島の西島については、従来通り第2種特別地域として、適正な保全を図るものとする。

エ 第3種特別地域

向山海岸は従来通り第3種特別地域とするとともに、西播海岸から赤穂海岸にかけての山側は、良好な自然が残されていることから、普通地域から第3種特別地域とする。

(4) 再検討後の利用計画

ア 集団施設地区

赤穂御崎集団施設地区は、大都市近郊の野外レクリエーションの場として景観の特性を活かしつつ整備を行うものとする。

イ 単独施設

(7) 園 地

展望・休憩等の利用を促進するため、新規追加4ヶ所を含め、全体で6ヶ所に施設を整備する。

(4) 舟遊場

海洋レクリエーションを促進するため、4ヶ所に施設を整備する。

(7) その他

海浜利用を促進するため、野営場、水泳場等を整備する。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
兵 庫 県	相生市内 国有林山崎宮林署592林班の全部 並びにこれらの地域の地先海岸及び地先岩礁の 全部	
	相生市 大字相生の一部	68
	赤穂市 大字尾崎、大字加里屋、大字坂越、 大字中広及び大字御崎の各一部	179
	飾磨郡家島町 大字坊勢、大字真浦及び大字宮の各一部	885
	揖保郡御津町 大字岩見、大字黒崎及び大字室津の各一部	521
	(これらの地域のうち、国有林以外の地域につい ては地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	
	合 計	1,653

(7) 特別保護地区

特別地域のうち次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	赤穂市大字坂越の一部 (これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。)	8

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
生 島	兵庫県赤穂市大字坂越の一部 (生島の全部及び付近の岩礁)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
坂越港内にある周囲1.6kmの小島で、全島にスダジイ、モチノキ、アラカシ等を主体とした自然林が残されており、国の天然記念物にも指定されている。 (旧計画：全部特保)	8

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	相生市内 国有林山崎営林署592林班の全部 並びにこれらの地域の地先海岸及び地先岩礁の全部 相生市 大字相生の一部	4
	赤穂市 大字加里屋及び大字中広の各一部	0
	飾磨郡家島町 大字坊勢、大字真浦及び大字宮の各一部	108
	揖保郡御津町 大字室津の一部	4
	(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	
合 計		116

名 称	区 域
天 神 鼻	兵庫県飾磨郡家島町大字宮の一部 (地先海岸及び地先岩礁を含む。)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
家島神社の社叢として残された自然林で、高木層にはウバメガシが優先しており、低木層にはクロマツ、トベラ等が生育している。 瀬戸内海を代表する植生として貴重である。 (旧計画：全部1特)	4

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	相生市 大字相生の一部	6 4
	赤穂市 大字尾崎、大字坂越及び大字御崎の各一部	9 7
	飾磨郡家島町 大字坊勢、大字真浦及び大字宮の各一部	7 7 7
	揖保郡御津町 大字岩見、大字黒崎及び大字室津の各一部	2 1 6
(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
合 計		1, 1 5 4

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
新舞子海岸～金ヶ崎 海岸一帯	兵庫県相生市大字相生の一部 兵庫県揖保郡御津町大字岩見、大字黒崎及び大字室津の 各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。) (四十四島及び投石島の全部並びに付近の島嶼及び岩 礁を含む。)
坂越海岸～赤穂海岸 一帯	兵庫県赤穂市大字尾崎、大字坂越及び大字御崎の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。) (鍋島の全部及び付近の岩礁を含む。)
家島諸島	兵庫県飾磨郡家島町大字坊勢、大字真浦及び大字宮の各 一部 (大ヤケ島、小ヤケ島、西島、松島、矢ノ島の全部及 び家島の一部並びに付近の島嶼及び岩礁)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
新舞子海岸は揖保川右岸に広がる砂浜で、大きな干潟を有しており、海水浴、潮干狩等に利用されている。 七曲りから金ヶ崎に至る海岸は岬と入江の交錯する沈降海岸で、播磨灘の展望に優れている。 金ヶ崎は相生湾に突出した半島で、沈降海岸と家島諸島の良好な展望地である。 海岸の一部にはウバメガシ、トベラの群落が見られるが大部分はアカマツの二次林である。 (旧計画：一部2特、一部外)	208
丸山から赤穂御崎に至る沈降海岸の入江は海水浴場となっている。 赤穂御崎は家島諸島や小豆島の展望に優れている。 大部分はアカマツの二次林である。 (旧計画：全部2特)	97
家島諸島は、家島及び西島を中心とした多数の島嶼から成り、多島海景観を構成している。 各島は沈降により山頂部が残されてできたもので、特に西島は、入江と岬が入り組んでいる。 家島や西島では、古くから地場産業として採石が行われている。 (旧計画：全部2特)	777

(I) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	赤穂市 大字尾崎及び大字坂越の各一部	7 4
	揖保郡御津町 大字室津の一部	3 0 1
(これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。)		
合 計		3 7 5

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
室津海岸	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部
丸山海岸	兵庫県赤穂市 大字尾崎及び大字坂越の各一部 (地先海岸及び地先岩礁を含む。)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
七曲りから金ヶ崎に続く、沈降海岸の背後地で、山の最高部の標高は310mである。山の大部分はアカマツの二次林であるが、岬や海からの展望の対象として貴重である。 (旧計画：全部普)	301
赤穂海岸沿岸の一部で、播磨灘・家島諸島の展望地である。海岸の大部分は、アカマツの二次林となっている。 (旧計画：一部2特、一部3特、一部普)	74

イ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 10 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
兵 庫 県	赤穂市 大字尾崎及び大字御崎の各一部	1 2 5
	揖保郡御津町内 国有林山崎営林署 5 8 9 林班の一部	
	揖保郡御津町 大字岩見、大字黒崎及び大字室津の各一部	9 1
	海域 兵庫県揖保郡御津町地内中川河口右岸最南端と相生市地内鰯浜国立公園（陸域）境界の間の海岸線、同鰯浜国立公園（陸域）境界と相生市地内突崎国立公園（陸域）境界を結ぶ線、同突崎国立公園（陸域）境界と岡山県和気郡日生町地内真尾鼻の間の海岸線、兵庫県と岡山県の県境、兵庫県と香川県の県境、香川県大川郡志度町地内馬ヶ鼻と兵庫県飾磨郡家島町地内上島最南端を結ぶ線、同最南端と同最北端の間の海岸線及び同最北端と揖保郡御津町地内中川河口右岸最南端を結ぶ線によって囲まれた海面	
合 計		2 1 6

ウ 地域地区別土地所有別及び市町村別面積

(表 1 1 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地								
地種区分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
兵 庫 県	土地所有別面積	0	0	8	3	86	27	0	809	345
	地種区分別面積				116 (6.2)			1,154 (61.8)		
	地域地区別面積				8 (0.4)					
	地域別面積									

(単位：面積h a、比率%)

域			普通地域			合 計		
第 3 種			(陸域)			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
0	344	31	38	61	117	41	1300	528
375 (20.1)			216 (11.5)			1,869 (100.0)		
1,645 (88.1)								
1,653 (88.5)								

(表 1 2 : 地域地区別市町村別面積総括表)

		現 行						
地域地区		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
市町村名		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	(陸域)	(A)
兵庫県	相生市	0	4	64	0	68	0	68
	赤穂市	8	0	111	23	142	92	234
	家島町	0	55	864	0	919	0	919
	御津町	0	4	247	0	251	373	624
合 計		8	63	1, 286	23	1, 380	465	1, 845

(単位: h a)

変 更 後					増 減		
特 別 地 域					普通 地域	合計 (陸域) (B)	陸域 (B-A)
特保	第1種	第2種	第3種	小 計	(陸域)		
0	4	64	0	68	0	68	0
8	0	97	74	179	125	304	70
0	108	777	0	885	0	885	△34
0	4	216	301	521	91	612	△12
0	53	△132	352	273	△249	1, 869	24
8	116	1, 154	375	1, 653	216		

3 利用計画

(1) 利用施設計画

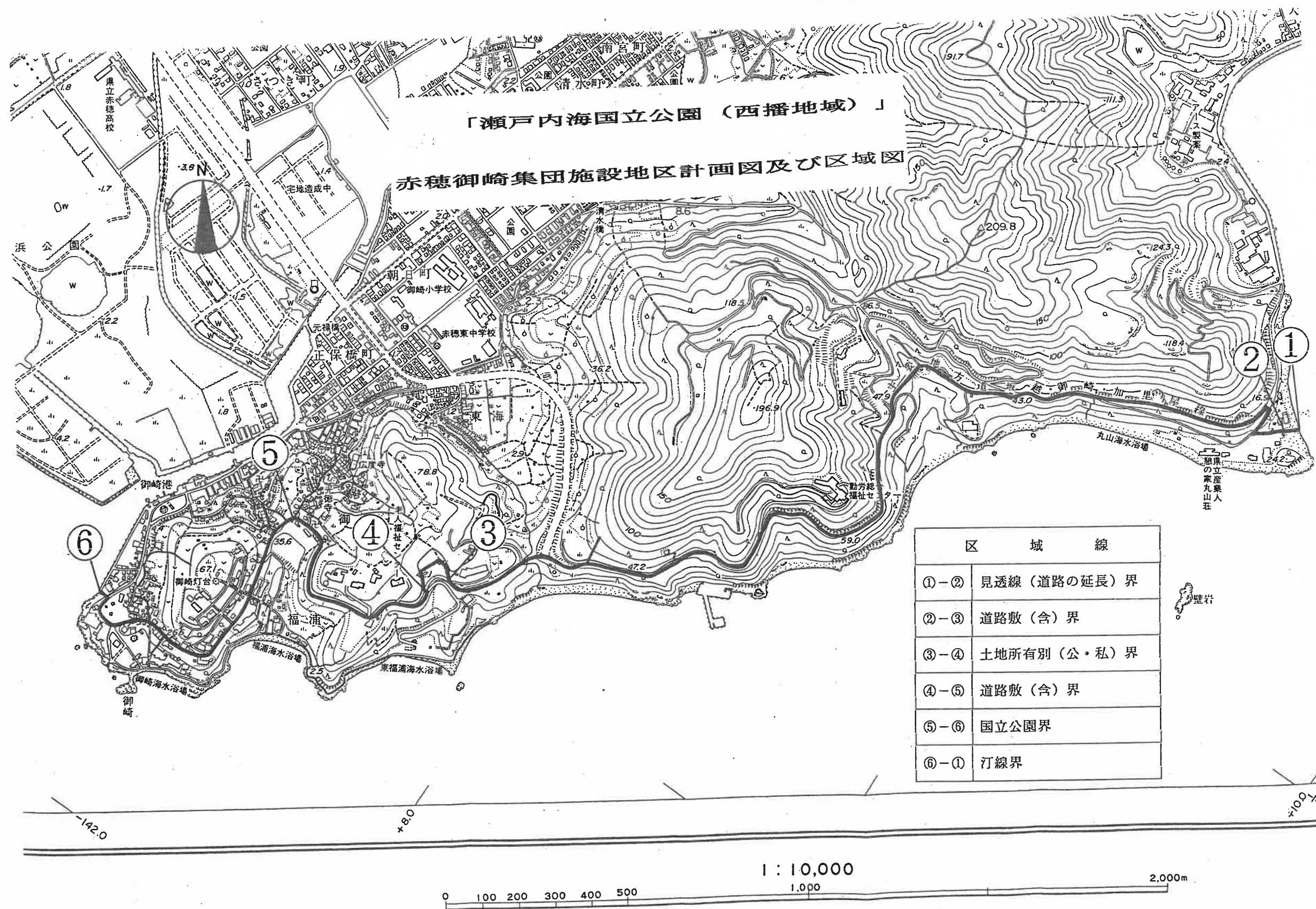
ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 1 3 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	赤穂御崎	兵庫県赤穂市大字尾崎及び大字御崎の各一部	当地区は、瀬戸内海国立公園西播地域の西端に位置している。 西播地域の海岸線は急傾斜地が続いており、海浜利用及び休憩等ができる適地が少ないため、海岸部における数少ない主要利用拠点となっている。 当地区は、家島諸島や小豆島の良好な展望地であるとともに、波の浸食による特異な海岸景観地でもある。 又、大都市圏に近く海岸レクリエーションが盛んであり、山陽自動車道が全線開通すれば、更に利用者の増加が予想される。 これらの立地を活かし、既存施設の再整備及び自然探勝等の施設の充実を図るものとする。

整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積(ha)			旧計画との関係
赤穂御崎整備 計画区	海浜レクリエーションに 対応するため、海水浴場に 休憩所及びトイレ等を整備 するとともに、既存施設（ 宿舎、野営場）の再整備を 行う。 なお、整備に際しては、 地形を大幅に改変するよう な急傾斜地を避けるととも に、海に濁水を流出させな いように留意する。 又、自然探勝利用を促進 するため、海岸線沿いに園 路等を整備する。	5 0 . 0			一般計画決定 昭35. 12. 17 厚生省 告示第365号 区域指定 昭35. 12. 17 厚生省 告示第366号 詳細計画決定 昭35. 12. 17 厚生省 告示第367号
面 積 計		国	公	私	
		—	14. 0	36. 0	
		5 0 . 0			



イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 4 : 単独施設)

番号	種 類	位 置
1	園地	兵庫県相生市（金ヶ崎）
2	宿舎	兵庫県相生市（金ヶ崎）
3	園地	兵庫県飾磨郡家島町（天神鼻）
4	園地	兵庫県飾磨郡家島町（西島）
5	野営場	兵庫県飾磨郡家島町（西島）
6	舟遊場	兵庫県揖保郡御津町（七曲り）
7	園地	兵庫県揖保郡御津町（綾部）
8	舟遊場	兵庫県揖保郡御津町（鷺崎）

整 備 方 針	旧計画との関係
播磨灘の展望及び休憩のための園地として整備する。	昭和40. 8.30 告 示
金ヶ崎地区利用の拠点となる宿舎として整備する。	昭和39. 7.16 告 示
自然観察及び休憩のための園地として整備する。	昭和32.10.23 告 示
海浜レクリエーションのための園地として整備する。	新 規
海浜レクリエーションのための野営場として整備する。	新 規
海洋レクリエーションのための栈橋等を整備する。	新 規
播磨灘の展望及び梅林内の休憩のための園地として整備する。	新 規
海洋レクリエーションのための栈橋等を整備する。	新 規

番号	種 類	位 置
9	野営場	兵庫県揖保郡御津町（大浦）
10	舟遊場	兵庫県揖保郡御津町（大浦）
11	宿舎	兵庫県揖保郡御津町（新舞子）
12	水泳場	兵庫県揖保郡御津町（新舞子）
13	園地	兵庫県揖保郡御津町（柏）
14	宿舎	兵庫県揖保郡御津町（柏）
15	舟遊場	兵庫県揖保郡御津町（柏）
16	園地	兵庫県揖保郡御津町（藻振鼻）

整 備 方 針	旧計画との関係
海浜レクリエーションのための野営場として整備する。	新 規
海洋レクリエーションのための栈橋等を整備する。	新 規
新舞子地区利用の拠点となる宿舎として整備する。	昭和32.10.23 告 示
海水浴利用者のための施設を整備する。	昭和32.10.23 告 示
海洋レクリエーションのための園地として整備する。	新 規
柏地区利用の拠点となる宿舎として整備する。	新 規
海洋レクリエーションのための栈橋等を整備する。	新 規
播磨灘の展望のための園地として整備する。	新 規

ウ 道路

(7) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 1.5 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間
1	御崎坂越線	起点－兵庫県赤穂市（坂越・国立公園境界） 終点－兵庫県赤穂市（御崎・国立公園境界）
2	御津相生線	起点－兵庫県揖保郡御津町（岩見・国立公園境界） 終点－兵庫県相生市（鰯浜・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
福浦、丸山、 赤穂御崎集団 施設地区	海岸線に沿ったルートのため、播磨灘に浮かぶ島々の展望を活かし、路傍駐車場等の整備を行うとともに、快適な集団施設地区の利用を促進するため再整備を行う。	昭和32.10.23 告示
七曲り、室津	海岸線に沿ったルートのため、播磨灘に浮かぶ島々の展望を活かし、道路及び路傍駐車場等の整備を行う。	昭和32.10.23 告示

参 考 事 項

4 参考事項

(1) 指定植物

ア特別地域

特別地域において、採取及び損傷を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年 3月23日告示)

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、 イワオモト
シシラン	タキミジダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む)、 タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、 シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャク ヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、 ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネ ングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジ ンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、 シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴ イワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む)、ヒ ナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギン リョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤク ソウ、ジンヨウイチヤクソウ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナイ、トサノミツバツツジ、サツキ（サツキツツジ）、レンゲツツジ（キレンゲを含む）、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシャクナゲを含む）、カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む）、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ（ゴウヨウツツジ）、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン（ベニドウダを含む）
サクラソウ	シコクカッソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカギグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカギグサ、イムタヌキモ、ムラサキミミカギグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク（シシジュギク、アサマギク）、ウラギク（ハマシオン）、キバナノジギク、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ホンゴウソウ ユリ	オオニガナ、サワオグルマ ホンゴウソウ カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキ ョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバ ナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギ ボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハナオモト（ハマユウ）
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグ サ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マツヅタラン、（ マメラン）、ムギラン、エビネ、ギンラン、キンラ ン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、マヤラ ン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケ ビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サ ギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、シガバチソウ、 クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラ ン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジ ンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマザキソウ、オオバ ノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマ トキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、 クモラン、ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和25年 5月18日
厚生省告示第145号

西播地域の追加指定
(西播海岸及び家島諸島)

昭和31年 5月 1日
厚生省告示第104号

公園区域の追加指定
(向山、基山、福浦海岸及び家島の
一部)

イ 特別地域

昭和32年10月23日
厚生省告示第343号

特別地域の指定

昭和32年10月23日
厚生省告示第344号

特別保護地区の指定

ウ 利用計画

昭和32年10月23日
厚生省告示第341号

単独施設の決定

昭和39年 7月16日
厚生省告示第371号

単独施設の追加

昭和40年 8月30日
厚生省告示第413号

単独施設の追加

工 集团施設地区

昭和35年12月17日
厚生省告示第365号

一般計画決定

昭和35年12月17日
厚生省告示第366号

区域指定

昭和35年12月17日
厚生省告示第367号

詳細計画決定

(3) 公園区域及び公園計画の変更

ア 公園区域及び保護規制計画

公園区域及び保護規制計画の変更は次のとおりである。

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	外 → 2 特 (拡張)	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部 (これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。)
2	外 → 2 特 (拡張)	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部 (これらの地域の地先海岸及び地先岩礁を含む。)
3	外 → 普 (拡張)	兵庫県赤穂市 大字尾崎及び大字坂越の各一部
4	2 特 → 外 (削除)	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部
5	2 特 → 外 (削除)	兵庫県赤穂市 大字御崎の一部
6	2 特 → 外 (削除)	兵庫県飾磨郡家島町 大字宮の一部
7	2 特 → 外 (削除)	兵庫県揖保郡御津町 大字黒崎の一部
8	2 特 → 外 (削除)	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部

変 更 理 由	面積 (ha)	備考
鍋島の良好な風致の保全を図るため。	2 (私 2)	
島嶼景観の展望地点であり、公園区域に編入して風致の保全を図り、利用を推進するため。	1 (公 1)	
第3種特別地域に隣接した地域で、特別地域と一体として保護していくべき地域であると認められるので、公園区域に編入して風景の保全を図るため。	7 3 (公 4) (私 6 9)	
昔から工場用地として工業地化が進んでおり、既に国立公園としての資質が失われているため。	△ 3 (私 3)	
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているため。	△ 2 (私 2)	
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているとともに、利用計画の削除に伴い利用拠点としての風致維持の必要性も失われているため。	△ 3 4 (公 1) (私 3 3)	
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているため。	△ 1 1 (私 1 1)	
市街地が進み、国立公園としての資質が失われているため。	△ 1 (私 1)	

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
9	2 特 → 外 (削除)	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部
10	普 → 外 (削除)	兵庫県相生市地先 海面及び旧海面の一部(相生湾)
11	普 → 外 (削除)	兵庫県揖保郡御津町地先 旧海面(室津漁港)
12	普 → 3 特	兵庫県赤穂市 大字尾崎の一部
13	普 → 3 特	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部
14	普 → 3 特	兵庫県揖保郡御津町 大字岩見及び大字室津の各一部
15	2 特 → 普	兵庫県赤穂市 大字御崎の一部
16	2 特 → 普	兵庫県揖保郡御津町 大字岩見の一部
17	2 特 → 普	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部

変 更 理 由	面積 (ha)	備考
市街化が進み、国立公園としての資質が失われているとともに、利用計画の削除に伴い利用拠点としての風致維持の必要性も失われているため。	△ 1 (私 1)	
工業地化が進行した地域であり、国立公園としての資質が失われているため。	△ 368	
市街地に隣接した地域で、既に埋立られており国立公園としての資質が失われているため。	△ 1	
播磨灘に面した海側の斜面で、良好な風致が保たれている地域であり、風致の保全を図るため。	10 (私 10)	
播磨灘に面した海側の斜面で、良好な風致が保たれている地域であり、風致の保全を図るため。	40 (公 20) (私 20)	
播磨灘に面した国道沿いの斜面で、良好な風致が保たれている地域であり、風致の保全を図るため。	301 (公 301)	
地種区分線が稜線界となっているが、稜線が不明確であるので、道路界とし地種区分の明確化を図るため。	10 (公 1) (私 9)	
市街化が進み、特別地域としての資質が失われているため。	3 (私 3)	
市街化が進み特別地域としての資質が失われているとともに、利用計画の削除に伴い利用拠点としての風致維持の必要性も失われているため。	16 (私 16)	

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
18	2 特 → 1 特	兵庫県飾磨郡家島町 大字坊勢の一部（高島） （これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）
19	2 特 → 1 特	兵庫県飾磨郡家島町 大字真浦の一部（院下島） （これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）
20	2 特 → 3 特	兵庫県赤穂市 大字坂越の一部

変 更 理 由	面積 (ha)	参考
家島諸島に属する無人島で、自然環境が良好な状態で保たれており、優れた島嶼景観を形成している地域であり、風致の保全を図るため。	2 0 (私 2 0)	
家島諸島に属する無人島で、自然環境が良好な状態で保たれており、優れた島嶼景観を形成している地域であり、風致の保全を図るため。	3 3 (私 3 3)	
工場の背後地であるが、良好な自然を留めており引き続き特別地域として、風致の保全を図るため。	1 (私 1)	

イ 利用施設計画

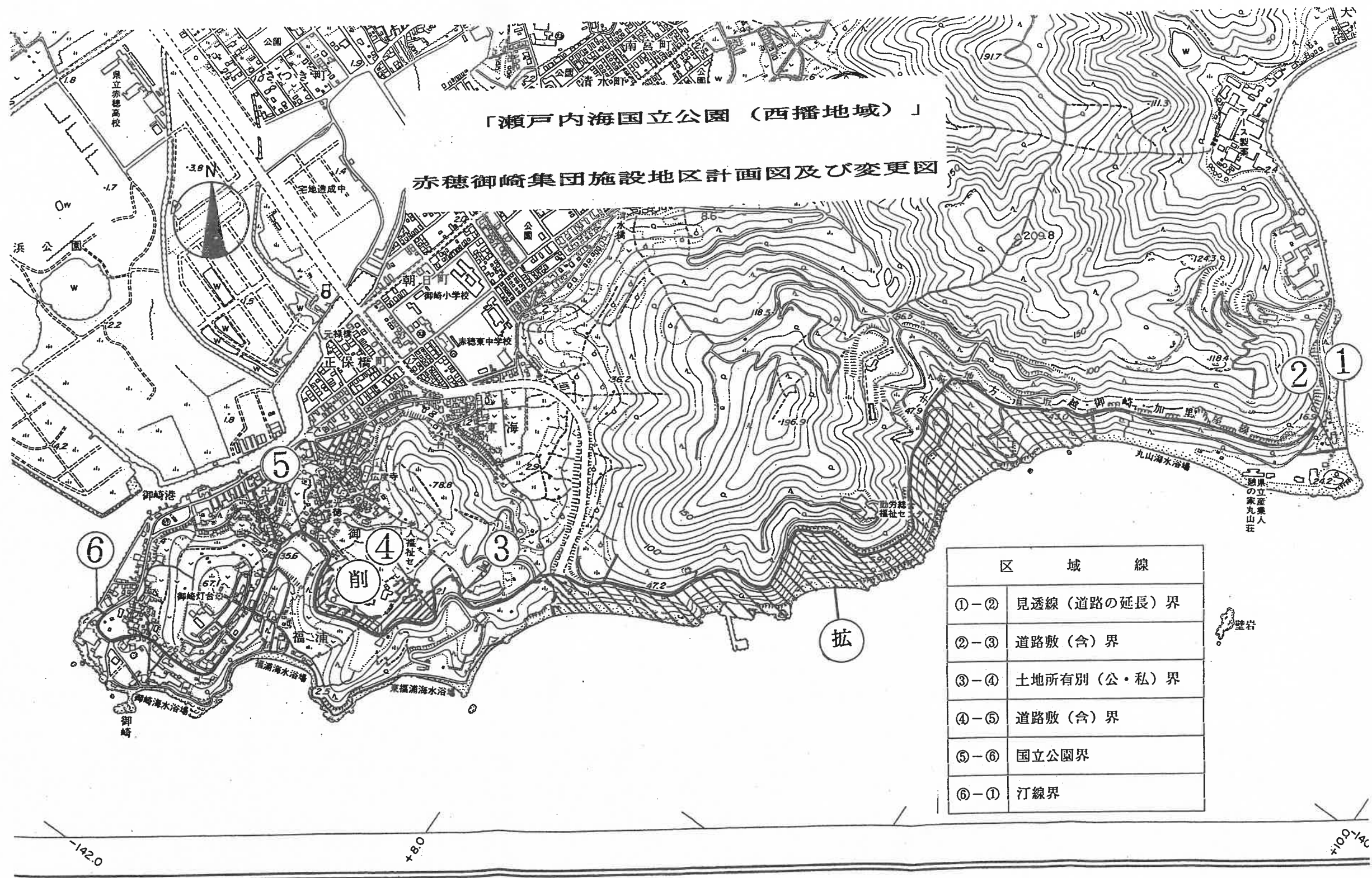
(7) 集団施設地区

a 赤穂御崎集団施設地区を、次のとおり変更する。

(区域変更表)

番号	区 分	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	赤穂御崎	兵庫県赤穂市 大字尾崎及び大字御崎の各一部
2	削除	赤穂御崎	兵庫県赤穂市 大字御崎の一部

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
地形的に分割されている既存集団施設地区の連携を図るとともに海岸線の探勝利用等の促進を図ることを目的に園路等を整備するため、集団施設地区に編入する。	20.8	50.0
公園利用目的以外の施設が立地し、新たに公園利用施設を整備する必要性と余地が認められないため、集団施設地区から削除する。	△1.9	



1 : 10,000

0 100 200 300 400 500

1,000

2,000m

(4) 単独施設

a 削除する単独施設は次のとおりである。

(単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	園地	兵庫県飾磨郡家島町（網手）
2	野営場	兵庫県飾磨郡家島町（網手）
3	水泳場	兵庫県飾磨郡家島町（網手）
4	園地	兵庫県揖保郡御津町（基山）
5	園地	兵庫県揖保郡御津町（向山）
6	園地	兵庫県揖保郡御津町（室津）
7	栈橋	兵庫県揖保郡御津町（室津）

告示年月日	変 更 理 由
昭和32.10.23	利用適地がないため。
昭和32.10.23	利用適地がないため。
昭和32.10.23	利用適地がないため。
昭和32.10.23	事業化の予定がないため。
昭和32.10.23	位置及び名称を綾部に変更するため。
昭和32.10.23	事業化の予定がないため。
昭和32.10.23	事業化の予定がないため。

(ウ) 道路

a 削除する歩道は次のとおりである。

(道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間
1	新舞子廻遊線	起点－兵庫県揖保郡御津町（新舞子海水浴場） 終点－兵庫県揖保郡御津町（新舞子海水浴場）

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭和32.10.23	園地事業で園路等を整備しており、整備の必要性が失われたため。

瀬戸内海国立公園
(西播地域)
指定書及び計画書 正誤表

頁・行	誤	正
P 8 1 2 行	防風林	<u>風害防備</u>
P 9 1 0 行	昭和 6 1 年 1 0 月 1 2 日	昭和 6 1 年 1 0 月 <u>3 1</u> 日
P 1 1 1 3 行	昭和 3 8 年 8 月 1 1 日	昭和 <u>3 9</u> 年 8 月 1 1 日
P 1 2 1 4 行 1 5 行	兵庫県相生市大字相生地先 海面及び旧海面の一部 (相生湾)	兵庫県相生市大字相生の一部 <u>及びこれらの地域の地先海面</u> の一部 (相生湾及びその旧海 面)
P 1 4 8 行 9 行	兵庫県揖保郡御津町 大字室津地先旧海面の一部 (室津漁港)	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部 (旧海面・室津 <u>漁港</u>)
P 4 1 1 0 行	2 0 8	<u>2 8 0</u>
P 5 6 5 行	兵庫県相生市 (金ヶ崎)	兵庫県相生市及び兵庫県揖保 郡御津町 (金ヶ崎)
P 6 5 1 7 行	イワオモト	イワオモ <u>ダカ</u>
P 6 7 1 8 行	ミミカギグサ	ミミカ <u>キ</u> グサ
P 6 8 1 6 行	エビネ、ギンラン、	エビネ、 <u>キエビネ</u> 、ギンラン
P 7 4 4 行 ～ 5 行	兵庫県相生市地先 海面及び旧海面の一部 (相生湾)	兵庫県相生市大字相生の一部 <u>及びこれらの地域の地先海面</u> の一部 (相生湾及びその旧海 面)
6 行 ～ 7 行	兵庫県揖保郡御津町地先 旧海面 (室津漁港)	兵庫県揖保郡御津町 大字室津の一部 (旧海面・室津 <u>漁港</u>)